

「指定就労継続支援（A型） 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援（A型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人宝寿会
所 在 地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山1241番地3
電 話 番 号	0790-32-2257
代表者氏名	理事長 小野田 準子
設 立 年 月	平成5年4月2日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（A型）事業所
事業所の名称 （事業所番号）	かみかわ倶楽部 (2813400211)
事業所の所在地	兵庫県神崎郡神河町中村161
連 絡 先	電話番号 0790-31-2111 Fax 番号 0790-31-2112
管 理 者	宮本 高宏
サービス管理責任者	海老澤 美佐子
サービスの実施地域	神河町、市川町全域
主たる対象者	身体障害者（視覚、聴覚、内部障害）、知的障害者、
定 員	10名
開設年月日	令和2年3月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（A型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	木造2階建
	使用面積	313 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備考
訓練作業室	2	
多目的室兼医務室	1	B型共用スペース
事務室	1	B型共用スペース
相談室	1	B型共用スペース
便所	4	
洗面	1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			
サービス管理責任者	1				
職業指導員	1				
生活支援員		1			
調理員		1			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

(2) 営業日と営業時間

営業日：月曜日から日曜日までとする。（年末年始は休業）

営業時間 9：00～17：00まで

サービス提供時間 9：00～17：00まで

※その他イベント開催等により営業時間延長する場合があります。その場合は利用者に参加同意を得ます。

(3) 賃金の支払い

賃金は、兵庫県の最低賃金以上とします。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① レストラン「春夏秋冬」にて接客業務、厨房業務補助 他 ② 売店販売業務 ③ 難波酒販店の販売業務 ④ 軽作業（焼菓子の袋・箱詰め、野菜の皮むき、袋詰めなど） ⑤ 農作業 ⑥ その他、上記に係る関連作業
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。
施設外支援 施設外就労	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援A型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。	1食300円 ※食事提供体制 加算対象者は 200円
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます（定率負担または利用者負担額といいます）。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに当事業所窓口で現金でお支払い下さい。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 宮本 高宏 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 0790-31-2111 ・FAX 0790-31-2112 <p>担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名： 中野 正義 ・連絡先：神崎郡神河町東柏尾 605 番地の 2 0790-32-1049 ・氏名 宗實 弘輝 ・連絡先：姫路市夢前町戸倉 288-1 079-336-2211

第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名： 曾我 虎之助 ・連絡先： 姫路市夢前町野畑 50 079-336-0789
神河町健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地： 神崎郡神河町栗賀町 630 番地 ・電話番号： 0790-32-2421
兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運 営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地： 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 ・電話番号： 078-242-6868

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 宮本 高宏 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 0790-31-2111 FAX 0790-31-2112 <p>担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。</p>
------------------	--

1.1. 協力医療機関

医療機関の名称	立岩医院		
医 院 長 名	立岩 誠		
所 在 地	神崎郡神河町寺前33-1		
電 話 番 号	0790-34-0033		
診 療 科	内科、呼吸器科、消化器科、小児科	入 院 設 備	無

1.2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年1回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・消火器 有
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <p>加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険</p>

1.3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、
----------	---

	賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者福祉サービス就労継続支援A型の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日
 事業者
 事業者名 社会福祉法人宝寿会
 事業者住所 神崎郡神河町福本字中茶屋山1 2 4 1 番地 3
 理事長 小野田 準子 ㊞

説明者： ㊞

私は、本書面により、サービス管理責任者から就労継続支援A型についての重要事項の説明を受け、同意しました。

同意日 令和 年 月 日

(利用者)

氏 名： ㊞

(代理人)

氏 名： ㊞ 続柄 _____

※それぞれの住所は契約書欄に書いていただきますので、お手を省くために、この重要事項説明書欄では氏名のみとします。